

自治会集会所登記経費補助金交付要綱取扱要領

- 1 要綱第2条中「登記手続き経費」とは次のものをいう
 - (1) 当該自治会集会所にかかる土地及び建物の表示、保存及び所有権移転登記に必要な次の経費とする。
 - ア 不動産登記の申請にかかる費用
 - イ 当該不動産の現況調査及び測量にかかる費用
 - ウ 当該不動産の権利関係の調査にかかる費用

- 2 土地・建物同時申請の場合において、経費の総額が25万円を超える場合の要綱第2条中「最高限度額」の取扱い
「最高限度額」は、土地・建物各々の総額から算定される額をもって判断することとする。